

平成30年7月18日

〒350-1123

埼玉県川越市脇田本町16-23

川越駅前ビル

株式会社エスプリライン 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

## 要 請 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費者生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、貴社の販売する商品であるスピードラーニング（CD版）につき、次のとおり、要請いたします。

上記商品については、消費者が受講（購入）を申し込むと、無料視聴用CDと有償の教材（CD等）が同梱された初回セットが消費者の手元に届き、到着後10日以内に返品手続きを行えば返品できますが、10日を経過したり、有償の教材を開封した場合には返品できないことになっています。

当団体のもとには、無料の視聴用CDを聴きたいと思って申し込んだところ、到

着した郵送物のなかに有償の教材が同梱されていることに気づかず、開梱せずに10日間が経過し、返品できなくなったという相談事例が寄せられております。

つきましては、今後同様の事例が生じることのないように、貴社におかれましては、初回セットを梱包した箱の上面に、①必ず開梱することと、②有償の教材が入っていることと、③返品を希望する場合には10日以内に返品手続きをとらなければならない旨を明記してください。

本要請に対する貴社の見解や対応につきましては、平成30年8月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本要請の内容、本要請に対する貴社の御回答の有無、内容及び本要請以降の経緯・内容等については、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただきますことがあります。

敬具